

(目的)

第1条 この要綱は、良好な河川環境の整備及び保全のために河川区域において実践活動を行う地域住民団体等に対して補助金を交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この補助の対象となる地域住民団体等(以下「団体」という。)は、主に当該地域の住民が組織する自治会、青年会、婦人会、老人会、水利組合、消防団、河川愛護団体、学校関係団体又はこれに準ずる団体をいう。

(補助対象区域)

第3条 この補助の対象となる区域(以下「河川区域」という。)は、次に掲げる勝山市内にある河川で、福井県が管理するものとする。

- (1) 市街地及び集落等の人家連たん地を流れる河川
- (2) 主要な道路の沿線を流れる河川
- (3) 観光地及びその周囲を流れる河川
- (4) 親水活動等が多い河川
- (5) その他河川環境及び生活環境の保全上、特に草刈りの必要があると認められる河川

(補助対象事業)

第4条 この補助の対象となる事業は、河川区域内において団体が実施する草刈り清掃活動とする。

2 前項の草刈り清掃活動は、同一団体につき年度当たり2回までを補助の対象とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条第1項の草刈り清掃活動を実施する上で必要となる経費のうち、別表に定めるものとする。

2 労力費については、この補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、市の予算の範囲内とし、補助対象経費の3分の2以内、又は当該草刈り清掃活動を行った河川区域の面積を合計したものに、1平方メートル当たり5.3円を乗じた額の3分の2以内の少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付申請をしようとする団体(以下「申請者」という。)は、地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 実施区域図

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査した上で補助金の交付を決定し、適当と認めるときは地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該団体に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の交付決定を受けた団体が、当該申請に係る内容を変更しようとする場合は、地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金変更申請書(様式第4号。以下「変更申請」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、規則第6条第1号の規定により、変更申請の必要がない市長が定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該草刈り清掃活動を実施する日又は時間の変更である場合
- (2) 予算額の範囲内での経費の配分の変更である場合

2 市長は、変更申請の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるものについて、地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金変更申請審査結果通知書(様式第5号)により、当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 前条の補助金の交付決定を受けた団体は、当該事業が完了後、速やかに地域をつなぐ河川環境づくり推進事業実績報告書(様式第6号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第7号)
 - (2) 当該草刈り清掃活動を実施したことが確認できる写真
 - (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときはその内容を審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金交付額確定通知書(様式第8号。以下「額確定通知書」という。)により、当該団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 額確定通知書を受けた団体が、当該補助金の交付を受けようとするときは、地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、当該補助金の交付を受けた団体が、虚偽の申請又は不正行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業の経理)

第14条 当該補助金の交付を受けた団体は、当該事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間、保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第144号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第12号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第237号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

| 経費区分 | 内容 |
|----------|---|
| 需用費 | 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費(ただし、草刈り清掃活動時に配給する飲料に係る経費とする。) |
| 役務費 | 通信運搬費、手数料、保険料(ボランティア保険等) |
| 使用料及び賃借料 | 使用料、賃借料(草刈り機、軽トラック等の借上料) |
| 委託料 | 刈り倒した草木の回収・処分を委託するための費用のみ |